

# 令和2年春の火災予防運動実施要綱

東近江行政組合消防本部



## 1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

## 2 防火標語（2019年度全国統一防火標語）

『ひとつずつ いいね！で確認 火の用心』

## 3 実施期間

令和2年3月1日（日）から3月7日（土）までの7日間

## 4 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (3) 放火火災防止対策の推進
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (5) 林野火災予防対策の推進

## 5 実施事項

### (1) 一般家庭や地域で推進する事項

- ① 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
- ② 「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」の励行
- ③ 住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進

### 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント



- 3つの習慣
- 寝たばこは、絶対やめる。
  - ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
  - ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 4つの対策
- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
  - 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
  - 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
  - お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

## (2) 事業所で推進する事項

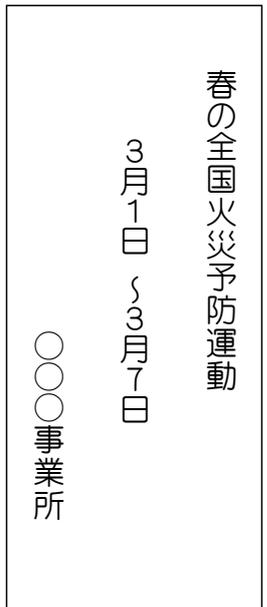
### ① 火災予防思想の普及・啓発

- ア 立看板（右図）、防火ポスターの掲出
- イ 放送設備、社内広報等を活用した防火広報の実施

（放送例文）

ただいま、春の火災予防運動が行われています。この時季は、空気が乾燥して火災が起こりやすくなっています。火の取り扱いには十分注意してください。

【立て看板の例】



### ② 防火安全対策

- ア 防火管理体制の徹底
- イ ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底
- ウ 高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底
- エ 有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底
- オ 飲食店における防火安全対策の徹底

## (3) 消防本部、消防署で実施する主な事項

### ① 住宅防火対策の推進

- ア 住宅防火訪問、放火火災防止対策、住宅用消火器等の普及促進及び訓練指導
- イ 高齢者等の安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

### ② 住宅用火災警報器の設置対策

- ア 普及率を踏まえた設置促進、維持管理の周知及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
- イ 奏功事例の紹介、住宅用火災警報器の設置率調査

### ③ 広報活動の実施

- ア 巡回広報、街頭広報、ポスター掲出

### ④ 地域における防火安全体制の充実

- ア 女性防火クラブ、自治会への訓練指導

### ⑤ 防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア 消防訓練指導、事業所との合同訓練の実施
- イ 物品販売店舗、ホテル・旅館、小規模福祉施設、有床診療所・病院、飲食店、大規模倉庫等への立入検査及び防火安全対策指導

## 6 その他（次の運動も併せて取り組みます）

### (1) 山火事予防運動

目的：この運動は、広く国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的とする。

### (2) 車両火災予防運動

目的：この運動は、車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図り、もって車両等の火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的とする。